

主要国における個人所得課税の国際比較

		日本		米国	英国	ドイツ	フランス
		(昭和61年度)	(令和4年度)				
国税収入に占める 個人所得課税（国税）収入の割合		39.3%	29.7%	(連邦) 81.0%	36.8%	39.8%	38.8%
国民所得に占める 個人所得課税（国税）負担割合 [地方税を含めた場合]		6.3% [9.0%]	5.2% [8.5%]	10.3% [含む州・地方政府 13.0%]	12.2%	6.1% [14.1%]	13.4%
税率	最低税率（所得税）	10.5%	5%	10%	20%	0%	0%
	最高税率（所得税） [地方税等を含めた場合]	70% [88%]	45% [55%]	37% [51.8%]	45%	45% [47.5%]	45% [54.7%]
税率の刻み数 [地方税等の税率の刻み数]		15 [14]	7 [1]	7 [10,4]	3	—	5 [1]

(注1) 日本については、令和4年度（2022年度）の「個人所得課税収入の割合」及び「個人所得課税負担割合」は当初予算ベースである。なお、日本の所得税の最高税率については、復興特別所得税（基準所得税額の2.1%）により、実質的に45.95%となる。

(注2) 「個人所得課税（国税）収入の割合」及び「個人所得課税（国税）負担割合」は、個人所得に課される租税に係るものであり、所得税の他、日本については復興特別所得税、ドイツについては連帯付加税（算出税額の0～5.5%）、フランスについては社会保障関連諸税（原則として計9.7%）が含まれている。なお、ドイツについては連邦税、州税及び共有税（所得税、法人税及び付加価値税）のうち連邦及び州に配分されるものについての税収を国税収入として算出している。

(注3) 「税率」・「税率の刻み数」における地方税等については、米国はニューヨーク市の場合の州税・市税、ドイツは連帯付加税を含んでいる。また、税率の刻み数における米国の地方税等の税率の刻み数は、州税が10、市税が4である。なお、ドイツでは、税率表に従って税額が決定されるため、税率ブレイクは存在しない。

(注4) フランスは社会保障関連諸税（9.7%）を含む。なお、2012年1月から財政赤字が解消するまでの時限措置として、課税所得に一定の控除等を足し戻す等の調整を加えた額が閾値（単身者：25万ユーロ、夫婦：50万ユーロ）を超える場合、その超過分に対して、追加で3～4%の税が課される。

(出典) 諸外国は2022年1月適用の税法に基づく。諸外国の個人所得課税収入の割合及び個人所得課税負担割合は、OECD “Revenue Statistics 1965-2020”及び同“National Accounts”に基づく2019年の数値。なお、端数は四捨五入している。